

(長野県からのお知らせ)

令和5年(2023年)4月1日から

## 定期報告の取扱いを統一します

定期報告制度の確実かつ適正な実施による建築物等の災害防止を促進するため、10所の県建設事務所及び(一財)長野県建築住宅センター(昇降機)が提出先である定期報告の取扱いについて、次の3点を統一します。

### 1 提出について

#### ・報告対象ごとに定める「基準月」の末日までに提出

「基準月」は原則前回報告月とします。初回となる報告は完了検査済証が交付された月とします。

なお、報告が遅れた場合又は早く報告された場合であっても、以降の基準月は変えないものとします。

### 2 報告済証の交付について

#### ・要是正(既存不適格を除く)がある場合、その是正(計画)報告後に交付

定期調査(検査)報告書を受理した場合に、所有者又は管理者あてに「定期調査(検査)報告済証」(様式第1号)を交付しております。

ただし、調査又は検査の結果「要是正の指摘あり」の項目があり、それが「既存不適格」ではない場合は、「是正計画書」(様式第2号)又は「是正報告書」(様式第3号)の提出があるまでは、定期調査(検査)報告済証を交付しないこととします。(要是正の内容が軽微と認められるものも除きます。)

※要是正の内容は、あらかじめ所有者又は管理者へ伝えた上、定期調査(検査)報告書を提出してください。

※上記に該当する要是正に対しての県からの指導通知は、原則、報告業者に送付させていただきますので、速やかに所有者又は管理者にお渡しください。直接の送付を希望される場合は、その旨第2面備考欄に記載してください。(例)「是正指導通知は所有者〇〇に直接送付」

### 3 報告書への記載内容等について

#### ・報告書の指摘の概要には要是正(既存不適格を除く)のみ記載

報告書第一面から三面それぞれの【指摘の概要】には、既存不適格を除いた要是正に対しての指摘の概要を記載してください。既存不適格についての指摘は、検査結果表の最後の欄「特記事項」に漏れなく記載してください。

#### ・調査(検査)結果表は漏れなく記載

調査(検査)結果表には全ての検査項目に漏れなく調査(検査)結果を記載してください。非該当の調査(検査)項目については、斜線等で非該当であることを示してください。

#### ・「特定建築設備等の設置状況」の添付 ※建築物の定期調査報告に限る

建築物の定期報告の際は、報告書別紙として「特定建築設備等の設置状況」の添付し報告をお願いします。

#### ・法人の代表者に変更があった場合(変更届出の代替)

所有者及び管理者が法人であり代表者に変更があった場合は、その旨(旧代表者名・変更日)第2面の備考欄に記載することで、所有者等変更届出の提出を不要とします。※管理組合も法人とみなします。

【お問い合わせ先】 長野県建設部建築住宅課 電話番号：026—235—7335 (定期報告担当)

周知用ちらし第2版(2023年2月)